

都市計画南円山第二地区地区計画を次のように決定する。

### 1 地区計画の方針

名 称	南円山第二地区地区計画	
位 置	札幌市中央区南5条西21丁目、22丁目及び南6条西21丁目の各一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	2.3 ha	
地区計画の目標	<p>当地区は、都心より西へ約2.5kmに位置し、低層の建築物が大部分を占める住宅市街地である。</p> <p>本計画は、円山、藻岩山が見える風景遺産を継承し、住民が歴史ある建物を有する街並みに愛着を持ちながら住み続けることができるよう、現在の住環境の維持・保全を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	既に形成されている住宅市街地の均衡ある土地利用を基本とした住環境の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、住環境の維持・保全を図るため「建築物の高さの最高限度」を定める。

### 2 地区整備計画

名 称	南円山第二地区		
区 域	計画図表示のとおり		
面 積	2.3 ha		
建築物等に関する事項	地区の区分	名 称	一 般 住 宅 地 区
		面 積	2.3 ha
	建築物の高さの最高限度	15 m	
備 考	用語の定義及び高さの算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。		

### 理 由

将来にわたって住環境の維持・保全が図られるよう、地区計画の決定を行うものである。